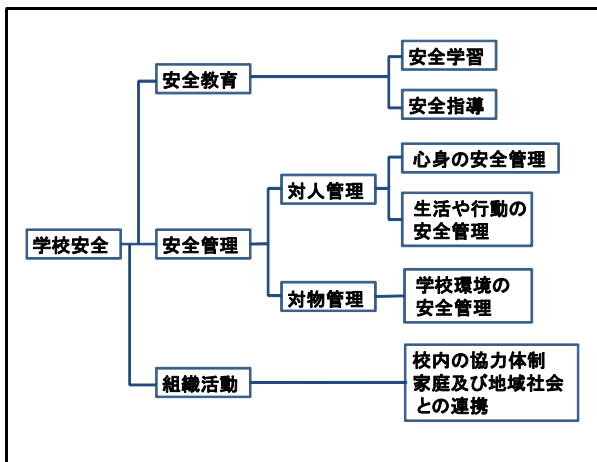


「生徒指導上の危機対応」

1 学校安全と学校危機

(1) 学校安全とは

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒の健康の保持増進を図るものである。また学校安全は、安全教育と安全管理、さらにこの二つの活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。（図1参照）



安全教育を行う場合には、児童生徒が安全に関する問題について、興味関心を持って積極的に取り組み、思考力・判断力を身に付け、安全について適切な意志決定や行動選択ができるように工夫することが大切である。

学校における安全管理は、危険の早期発見や事件・事故が発生した場合の児童生徒の安全確保を図ることを目指して行われるものである。

また、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、児童生徒を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との密接な連携を深めながら、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが重要である。

〈図1 学校安全の構造〉

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 文部科学省 平成22年

(2) 学校危機とは

児童生徒の学力や社会性等の向上を図るためには、学校が児童生徒にとって安全で、安心できる場所でなければならない。しかし、現実には大小様々な事件・事故が日常的に発生している。事件・事故等によって通常の学校の運営機能に支障をきたし、特別な対応が求められる事態を「学校危機」と呼ぶ。学校危機は、校内や学校管理下で発生した事件・事故にとどまらず、児童生徒やその家族、教職員の個人の事情、地域社会からの影響により、学校が何らかの対応をすることを含む。



(3) 学校危機の内容

ア 個人レベルの危機

不登校、家出、虐待、性的被害、家庭崩壊、自殺企図、病気 など

イ 学校レベルの危機

いじめ、学級崩壊、校内暴力、校内事故、薬物乱用、食中毒、教師バーンアウト など

ウ 地域社会レベルの危機

殺傷事件、自然災害、火災（放火）、公害、誘拐・脅迫事件、窃盗・暴力事件、教師の不祥事、IT被害 など

(4) 学校の危機管理について

危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指す。この定義に基づくと、危機管理には次の三つの側面がある。

ア リスク・マネジメント

リスク・マネジメントは、事件・事故の発生を未然に防ぐための取組で、「一次予防」と呼ばれる。安全管理では、事件・事故に結びつかないように学校の施設や設備を点検する。安全教育の取組では、危険に気付いて回避できたり、被害に遭わないように予防的な指導を行う。すなわち、リスク・マネジメントは、危険因子を早期に発見して除去または回避することで、事件・事故の発生を未然に防止することを目的とする。

イ クライシス・マネジメント

クライシス・マネジメントとは、事件・事故が発生した直後に、被害を最小化し、早期回復を目指した取組のことである。安全管理や安全教育といった「一次予防」の取組を進めていたにもかかわらず、学校で危機が発生した際には、学校運営と心のケアに迅速で適切な介入を行い、被害を最小限にとどめ、安全な状態への回復を図る対応が必要となる。こうした初期の対応や早期の介入を「二次予防」と呼ぶ。

ウ ナレッジ・マネジメント

ナレッジ・マネジメントとは、事件・事故の発生から、児童生徒の安心感、安全感、信頼感の回復を目的として再発防止につながる取組のことである。事件・事故の発生直後から被害への対応と並行して、学校は再発防止策について具体的な取組を提示しなくてはならない。危機が継続している場合は、その被害を回避したり、最小化するための方策を迅速に示すことが必要である。さらに、二度と同じ事件・事故を繰り返さないための取組を具体的に示して実践しなくてはならない。こうした回復を促進する取組を「三次予防」と呼ぶ。

2 危機対応のポイント

- (1) 全教職員の危機意識の高揚
 - ・児童生徒や保護者にとって、学校職員（教員、事務職員、図書館司書等）の区別はない
→全教職員で危機意識の高揚を図り、共通理解・共通実践できるようにすることが大切
- (2) マニュアルの共通理解
 - ・常にマニュアルの更新，確認を行う
- (3) 緊急用備品の確認
 - ・全教職員が把握しておく
- (4) 情報の収集・活用
 - ・常に情報収集の意識を持つ
- (5) 報・連・相・確の徹底
 - ・記録を残す

3 危機対応の基本的な流れ

(1) 校内役割分担の例

危機発生時には、一部の管理職や当該担任、養護教諭等の負担が大きくなる。これらの教職員の負担を軽減し、その役割に集中できるように、役割分担をするとよい。

- ◇保護者担当
 - ・保護者会の開催やP T A役員との連携を担当する。
- ◇個別担当
 - ・被害者などの個別の窓口になる。
- ◇報道担当
 - ・報道への窓口なる。
- ◇学校安全担当
 - ・校長や教頭の補佐，学校安全対策，警察との連携等を担当する。
- ◇庶務担当
 - ・事務を統括する。
- ◇情報担当
 - ・情報を集約する。
- ◇総務担当
 - ・学校再開を担当する。
- ◇学年担当
 - ・各学年を統括する。
- ◇ケア担当
 - ・ケアを担当する。



(2) 危機発生時の基本的な対応

ア 危機発生時の対応

事故発生 → 校長・教頭に連絡 → 対策本部の設置

- ・児童生徒の安全確認を行う。
- ・事実の記録を残す。（時系列でまとめる）
- ・当該保護者への対応を行う。
- ・関係機関への絵連絡を行う。（教育委員会，警察，病院，児童相談所 等）
- ・迅速かつ適切な指示・命令・判断を行う。

イ 危機発生後の対応

対策本部 → 全教職員 → 保護者・児童生徒

- ・当該児童生徒宅への家庭訪問を行う。
- ・関係する児童生徒や全校の児童生徒への対応を行う。
- ・P T Aや地域への対応を行う。
- ※不安感の解消に努め，心のケアを行う。

ウ 事後の継続的な対応

- ・再発防止に努める。
- ・当該児童生徒，保護者への心のケアを継続する。
- ・信頼回復に努める。

4 危機対応のポイント「さ・し・す・せ・そ」

(1) 心構え

さ：「最悪」を想い
し：「慎重」に
す：「素早く」
せ：「誠意」をもって
そ：「組織」の一員として

(2) 行動の実際

さ：最初の対応を慎重にする
し：指揮系統をはっきりさせる
す：推測で動かず正確な情報を得る
せ：戦略と戦術にたける
そ：組織の役割分担を明確にする

(参考文献)

- ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
- ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
- ・教育と医学（学校危機への予防と介入）

文部科学省 2010
文部科学省 2011
瀧野 揚三 2010